

公益社団法人東京都診療放射線技師会

選挙管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会定款(以下、「定款」という。)第12条に定める代議員及び予備代議員(以下、「代議員等」という。)、第20条に定める役員選出に関して規定する。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 選挙による選出を行うときは、当該選挙告示の10日前までに選挙管理委員会を設ける。

(委員の選出)

第3条 委員は理事会において、各支部より1名の割で被選挙権を有する会員から選出する。ただし、委員は、役員及び代議員等を兼ねることはできない。

2 委員会は、委員5名で構成し、委員長は委員の互選とする。

(委員会の業務)

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1) 役員選挙の告示

(2) 選挙をすべき地区の代議員等の定数と選挙の告示

(3) 立候補者の受付と候補者の告示

(4) 投票及び開票の管理と当選の確認と発表

(5) その他選挙管理に必要な事項

2 候補者の告示は、届出締切後30日以内に行わなければならない。ただし、候補者の告示を行う時点で定数に満たないものについては、直ちに選挙の再告示を行わなければならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終の定期総会の終結の時までとする。

2 欠員を生じたときは委員の補充を行う。その場合の任期は、前任者の残存期間とする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月18日から施行する。

